

申告期限は3月16日まで！期限内に申告を

平成27年度 市・県民税の申告のご案内

市・県民税の申告受付日程・会場を左表のとおりご案内します。混雑緩和のため、地区指定日での申告にご協力をお願いします。
 なお、平成26年分所得税の確定申告の日程などは、広報かがやき1月号又は市ホームページをご覧ください。
 問い合わせ／市民税課普通徴収担当・特別徴収担当（内線2254～2257）

◆市・県民税の申告受付日程（受付時間＝9時～15時30分）

とき	申告会場	地区
2月23日(月)	川里生涯学習センター	広田、北根、赤城、赤城台
2月24日(火)		関新田、新井、境、上会下、屈巢
2月25日(水)	吹上生涯学習センター	吹上、吹上富士見
2月26日(木)		南、大芦、荊原、三町免
2月27日(金)		榎戸、前砂、明用、小谷
3月2日(月)	埼玉高齢者介護研修センター	北新宿、新宿、下忍
3月3日(火)		筑波、吹上本町
3月4日(水)		鎌塚、袋
3月5日(木)	田間宮生涯学習センター	大間、北中野、登戸、宮前、糠田、堤町、緑町、幸町
3月6日(金)	箕田公民館	箕田、すみれ野、中井、三ツ木、愛の町、川面、寺谷、稲荷町、赤見台
3月11日(水)	あたご公民館	原馬室、滝馬室、小松、松原、氷川町
3月12日(木)	くしのアスコ	人形、本町、本宮町、雷電、富士見町、栄町
3月13日(金)		鴻巣、上・下生出塚、中央、ひばり野、生出塚、市ノ縄、八幡田、笠原、郷地、安養寺、常光、下谷、上谷、西中曾根
3月16日(月)		加美、宮地、東、天神、神明、逆川

※期間中、市民税課及び支所窓口での受付は行いません。各施設の駐車場は、台数に限りがあるため利用できない場合がありますので、ご了承ください

市・県民税の申告が必要な方

対象／平成27年1月1日現在で市内に住所があり、平成26年1月1日～12月31日の収入状況が次の①～⑤のいずれかに該当し、所得税の確定申告の必要がない方

- ① 営業・農業・不動産の所得のある方
- ② 給与所得者で次の事項に該当する方

- 勤務先から市役所に給与支払報告書の提出がない方
- 主たる給与所得以外に20万円以下の各種所得がある方
- 寡婦（寡夫）、医療費、寄附金などの控除を受ける方
- ③ 公的年金等の収入が400万円以下で確定申告の必要がなく次の事項に該当する方
- 公的年金等の収入以外の各種所得がある方
- 「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（天引きされてる社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、寡婦・寡夫など）以外の各種控除（医療費、生命保険料、寄附金など）を受ける方
- ④ 原稿料、報酬、公的年金以外の年金、保険の満期返戻金などの雑所得や一時所得のある方
- ⑤ 無収入の方など

前記の①～⑤に該当する方であっても、次の項目に該当する方は、申告不要となりません。

- 公的年金等の収入のみで、昭和25年1月1日以前生まれの年金収入が148万円以下の方、又は昭和25年1月2日以降生まれの年金収入が98万円以下で、被扶養者がいない方
- 源泉徴収票に記載のある控除以外に控除の追加がなく、他に所得がない方
- 確定申告書を提出された方
- 市・県民税の住宅借入金等特別税額控除の適用（平成18年末までに入居した方に対する従来の税源移譲に伴う住宅ローン控除の方も含む）があり、所得税の確定申告又は給与収入の方で年末調整を受けた方
- 市内在住の家族に扶養され、扶養している方の申告又は年末調整で扶養親族として申告してある方
- ※申告不要の要件に該当する場合であっても、保育所入所・公営住宅入居・介護保険や事業資金などの申請に必要な所得証明書等の各種証明書を要する方、児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成制度を受ける方、福祉・国民健康保険税関係の軽減措置や高額療養費の給付を受ける方は申告が必要です

申告書の送付／前年の状況をもとに、市・県民税の申告が必要と認められる方へ申告書類（市民税課・両支所及び市ホームページにあります）を1月23日(金)に郵送しています



申告に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 収入金額や経費の分かる次の書類
 - 営業等・農業・不動産の所得がある場合⇨記入済の収支内訳書や領収書など
 - 給与・年金収入がある場合⇨源泉徴収票、支払者の証明書など
 - 各種控除を受ける場合⇨証明書（生命保険料・地震保険料・国民年金保険料・寄附金など）又は領収書
 - 医療費控除を受ける場合⇨医療費の明細書及び領収書
 - 障害者控除を受ける場合⇨障害者手帳、又は障害者控除対象者等認定書
 - 寡婦（寡夫）控除に該当する方は、相談時に申し出てください

待ち時間短縮のために

医療費控除を受ける方は、事前に「医療を受けた人」「病院・薬局」ごとに領収書などを整理・計算し、明細書の作成をお願いします。

郵送申告を ご利用ください

無収入の方の申告や年末調整の源泉徴収票の写しを添付するだけで申告が完了する場合は、申告書に必要事項を記入のうえ、市民税課（〒365・8601中央1・1）へ郵送することができます。

所得・課税証明書等

平成27年度市・県民税に関する所得・課税証明書等の発行は、6月上旬（普通徴収納税通知書発送後）からです。
手数料（1通）／所得証明書・課税証明書・非課税証明書・納税証明書⇨150円、所得課税証明書⇨300円
発行窓口／市民税課・吹上支所市民グループ・川里支所地域グループ・市民サービスコーナー
取扱時間／証明書の即日交付は、本庁舎の開庁時間内（平日⇨8時30分～17時15分、土曜日⇨8時30分～12時）となります。 ※吹上支所市民グループは平日のみ

65歳以上で公的年金を受給されている方へ

市・県民税（住民税）

公的年金からの特別徴収制度

65歳以上で公的年金を受給されている方の市・県民税（所得割額と均等割額）は、年金から天引きする特別徴収制度が適用されます。特別徴収へのご理解をお願いします。問い合わせ／市民税課特別徴収担当・普通徴収担当（内線2254～2257）

平成27年度から特別徴収の対象となる方

平成27年4月1日において、老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳（昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生まれ）の方、及び特別徴収の開始後に税額変更・転出・年金の支給停止などで公的年金からの特別徴収が中止になった方で、公的年金等所得に係る市・県民税の納税義務のある方は、10月支給分の年金から特別徴収になります。

平成27年度の市・県民税の税額のうち半分は、従来どおり納付書や口座振替での納付となります。 ※介護保険料が年金から天引きされていない方や、天引き

◆平成27年度から特別徴収の対象となる方の徴収方法

	普通徴収		特別徴収（天引き）		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	年税額の1/4	同左	年税額の1/6	同左	同左

※年度前半において年税額の1/4ずつを6月・8月に普通徴収、年度後半において年税額から普通徴収した額を差し引き、10月・12月・2月における老齢基礎年金等の支給月ごとに特別徴収します

◆前年度より継続して特別徴収されている方の徴収方法

	特別徴収（天引き）					
	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	平成27年2月に徴収した額と同額	同左	同左	年税額から仮徴収した額を差し引いた額の1/3	同左	同左

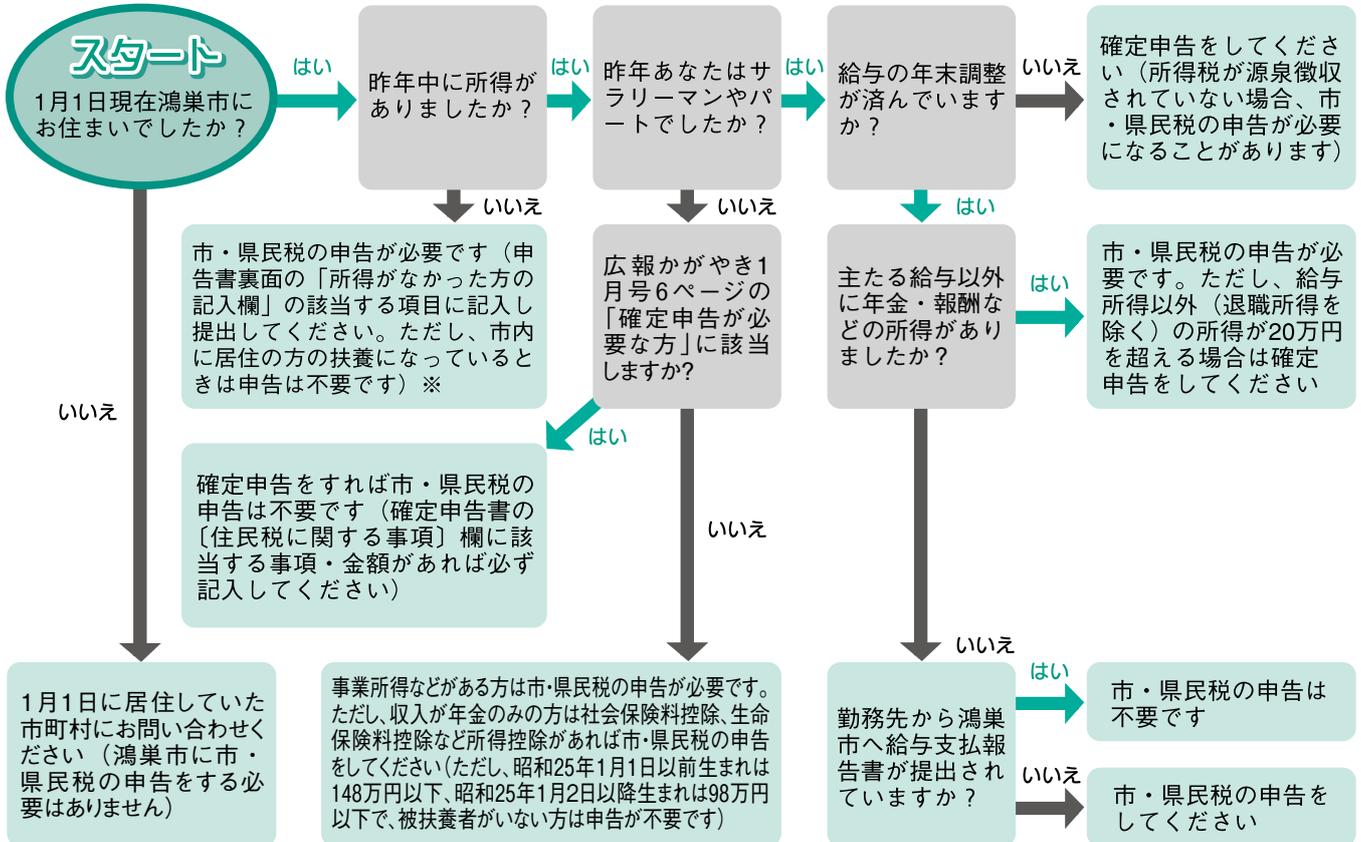
※4月・6月・8月においては平成27年の2月に徴収した額と同じ額を、10月・12月・2月においては年税額から当該年度の4月・6月・8月で仮徴収した額を差し引いた額の1/3ずつを、老齢基礎年金等の支払いごとに特別徴収します

■前年度より継続して特別徴収されている方
 平成26年10月から特別徴収が継続している方は、平成27年4月・6月・8月の年金支給時に平成27年2月に特別徴収した税額と同じ額を仮特別徴収します。

平成27年度 市・県民税の申告判定フローチャート

このフローチャートは、市・県民税の申告が必要かどうかの簡易な目安です。当てはまらない場合もありますので、ご不明な点は市民税課へお問い合わせください。

フローチャート



※申告が不要となっても、保育所入所・公営住宅入居・介護保険や事業資金等の申請に必要な所得証明書等の各種証明書を要する方、また、児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成制度を受ける方、福祉・国民健康保険税関係の軽減措置や高額療養費の給付を受ける方は申告が必要です

生活満足度向上を目指して「あなたがまちの主役です」 「市長への手紙・メール」の中から No.108

問い合わせ
秘書課 (内線2014)

市民の皆さんからお寄せいただいた手紙等をご紹介します。

(Aさんからの手紙)

私の子どもは、市外の小児科に通院しています。
子ども医療費の扶助について、受診のたびに市役所へ申請するのが大変なので、市外の病院でも窓口での負担をなくすことはできないでしょうか。

(市長からの回答)

鴻巣市においては、全国に先駆けて中学3年生まで医療費無料化(扶助)を拡大し、平成23年1月より市内における現物給付(窓口無料化)を実施しているところです。

ご要望のありました市外医療機関での現物給付につきましては、市町村によって制度が異なり、医療

機関の窓口事務が煩雑となることなど、市外の医師会(医療機関)及び関係機関との合意形成が困難な状況でありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、「こどもの医療費支給申請書」の受付につきましては、市役所子育て支援課、吹上・川里両支所福祉グループ、各公民館、コミュニティセンター、市民センター、市民サービスコーナー(エルミこうのすアネックス3階)のほか、子育て支援課宛の郵送(〒365-8601中央1-1)での受付も行ってまいりますので、ご利用ください。

(担当：子育て支援課医療担当)

